

石川県特定最低賃金専門部会

第 1 回機械・自動車合同部会

令和 7 年 10 月 15 日(水)
10 時 00 分から 12 時 00 分まで
金沢駅西合同庁舎 2 階会議室

【資料目次】

	ページ
1 特定最低賃金の改正申出書（機械）(写).....	1
2 改正申出審査結果表（機械）	4
3 特定最低賃金の改正申出書（自動車）(写).....	5
4 改正申出審査結果表（自動車）	7
5 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) (写)	8
6 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) (写)	9
7 特定最低賃金の改正決定について(諮問) (写)	10

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一 様

市中町ソ
宮崎

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者25,863名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2025年7月時点 11,051名

$$\text{◆合意率} = \frac{11,051}{25,863} = 42.73\%$$

5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)組織における合意を表す機関決定の写。
(3)申出合意および委任状。
(4)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(5)公正競争ケース申請における疎明資料。
(6)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。

以上



石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別 分類	協定 時間額	合意する者 の数	備 考
1		E263		労働協約	1, 105	286	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		55	
4		E264		組合決議		9	
5		E263		労働協約	1, 120	731	
6		E262		組合決議		127	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		76	
9		E253		組合決議		26	
10		E245		組合決議		22	
11		E259		組合決議		58	
12		E291		組合決議		177	
13		E262		労働協約	1, 250	359	
14		E264		組合決議		131	
15		E262		組合決議		185	
16		E253		労働協約	1, 100	169	
17		E263		労働協約	1, 354	302	213, 000円÷157. 32H/月
18		E248		組合決議		259	
19		E262		組合決議		174	
20		E262		組合決議		77	
21		E262		労働協約	1, 250	2, 802	
22		E269		労働協約	1, 250	399	
23		E262		組合決議		116	
24		E269		組合決議		20	
25		E253		労働協約	1, 110	1, 047	
26		E262		組合決議		26	
27		E262		組合決議		22	
28		E260		組合決議		5	
29		E259		労働協約	1, 122	442	184, 460円÷161. 46H/月
30		E259		労働協約	1, 122	65	184, 460円÷161. 46H/月
31		E259		組合決議		113	
32		E266		組合決議		39	
33		E253		労働協約	1, 165	44	188, 800円÷162H/月
34		E262		組合決議		56	
35		E253		労働協約	1, 114	159	179, 000円÷160. 67H/月
36		E264		労働協約	1, 344	2, 026	
37		E266		組合決議		30	
38		E253		組合決議		135	
39		E249		組合決議		124	
				合意者 合計		11, 051	
				合意率		42. 73%	11051÷25863
				協定者 合計		8, 831	
				協定率		34. 15%	8831÷25863
				適用労働者数		25, 863	合意率（協定率）分母

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する
点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2024年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	306,348	220,397	253,583	284,712	315,660
B 労組	500人以上	273,951	218,244	242,167	274,299	299,873
C 労組	201～500人	281,204	220,246	256,221	272,632	280,966
D 労組	201～500人	291,365	214,519	242,735	271,774	304,628
E 労組	101～200人	271,682	233,088	280,078	285,151	262,495
F 労組	101～200人	277,602	217,000	237,800	262,000	277,875
G 労組	100人以下	258,625	209,500	243,045	242,793	269,820
H 労組	100人以下	228,656	200,199	194,692	206,645	217,996
	平均	273,679	216,649	243,790	262,501	278,664

2025年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	315,001	44.6	***	***
B 労組	287,230	36.7	11,500	4.00%
C 労組	274,601	39.1	13,993	5.10%
D 労組	298,407	41.1	11,153	3.74%
E 労組	271,072	37.3	11,053	4.08%
F 労組	270,393	40.4	13,000	4.81%
G 労組	264,202	38.0	7,011	2.65%
H 労組	220,000	43.0	4,300	1.95%
	275,113	40.0	10,287	3.74%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一 様

J

中町
宮崎

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者4,088名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,125円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,479名

◆労働協約率 $\frac{1,479}{4,088} = 36.18\%$
- 5 添付書類
(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2) 申出合意および委任状。
(3) 石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備 考
1		E3191		組合決議		229	
2		E311		労働協約	1, 163	806	187, 100円÷160. 97H/月
3		E311		労働協約	1, 125	673	181, 000円÷160. 97H/月
4		E311		組合決議		59	
合意者 合計						1, 767	
合意率						43. 22%	1767÷4088
協定者 合計						1, 479	
協定率						36. 18%	1479÷4088
適用労働者数						4, 088	合意率（協定率）分母

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310 0	E310 0	0	36.18%
		E311 自動車・同附属製造業		E311 2	E311 2	1,479	
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191 0	E3191 0	0	
		L7282 純粋持株会社		L7282 0	L7282 0	0	
		計 2		計 2	計 1,479		
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 4,088人 (推定)	E310 0	E310 0	0	
				E311 2	E311 2	1,479	
				E3191 0	E3191 0	0	
				L7282 0	L7282 0	0	
				計 2	計 2	計 1,479	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。					
61.2.14 中賃答申			参考	4,088 ÷	3 ≒	1,363	
				1,479 ÷	4,088 ≒	36.18%	



石労発 0828 第 2 号
令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川労働局長
八木 健一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その
必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、
網地製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、そ
の他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低
賃金公示第 5 号）
- 3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低
賃金公示第 4 号）

⑤

令和 7 年 8 月 28 日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和 7 年 8 月 28 日付け石労発 0828 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低賃金公示第 4 号）



石労発 0828 第 3 号
令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川労働局長
八木 健一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、そ
の他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低
賃金公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低
賃金公示第 4 号）